

## 令和3年度 梶原町生活援助従事者研修 実施要項

### 1. 目的

福祉サービス利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう、在宅生活の支援に資するとともに、介護人材の確保、資質向上をもって地域の福祉サービスの充実を図ることを目的とする。

### 2. 研修実施機関

- (1) 実施者 社会福祉法人梶原町社会福祉協議会
- (2) 所在地 高知県高岡郡梶原町川西路 2321 番地 1
- (3) 代表者 会長 上川 雄 康
- (4) 事業指定番号 第 38 号

### 3. 研修期間

- (1) 研修期間 令和 4 年 2 月 1 日 (火) ～ 3 月 4 日 (金)
- (2) 募集期間 令和 4 年 1 月 4 日 (火) ～ 1 月 21 日 (金)

### 4. 養成課程と履修科目

養成課程は、介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 1 号に規定する生活援助従事者研修課程とし、履修科目は別紙のとおり。

### 5. 研修場所

- |          |   |
|----------|---|
| 研修・演習    | 梶原町保健福祉支援センター 4F 大会議室<br>高知県高岡郡梶原町川西路 2320 番地 1 |
| 実習(施設見学) | 梶原町複合福祉施設 YURURI ゆすはら<br>高知県高岡郡梶原町梶原 1212 番地 2  |

### 6. 受講対象者と受講定員

梶原町、津野町在住の高校生以上で、全課程を受講できる方  
定員 10 名

### 7. 受講費用

無料

### 8. 受講手続き

- (1) 受講希望者は、梶原町保健福祉課介護保険係に備付け、または町内部落回覧で配布した受講申込書を指定期日までに同係にご持参ください。  
梶原町保健福祉課介護保険係（梶原町川西路 2320 番地 1 TEL0889-65-1170）
- (2) 書類審査の上、受講決定者へ受講決定通知書を送付します。

## 9. 研修修了の認定方法

講義・実習の全てを受講するとともに、実技評価および修了評価（筆記試験）に合格することを修了認定の条件とします。

評価基準は、実技は評価の高い順にA・B・C・の3区分とし、B以上、修了評価は100点満点で60点以上を合格とします。

不合格の場合は、予備日に補講、再試験を受け合格すること。

## 10. その他の事項

研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとします。

- (1) 受講に際して、開校日の受付において本人確認を行ないますので、当日は身分証明書（運転免許証、健康保険証、個人番号カード等）の提示を求めます。
- (2) 人物を偽って受講した場合、受講の拒否又は修了の認定を行いません。
- (3) 受講生の出席状況は、研修カードにより、確実に把握します。
- (4) 研修に関する苦情等の窓口を次のとおり設けます。

苦情等窓口：梶原町社会福祉協議会 電話 0889-65-1235

苦情受付担当者 山田美奈子 渡邊和代

苦情解決責任者 樋口益也

- (5) 研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。当法人は、成績、出席状況等、受講生に関する書類を確実に保存します。

\*新型コロナウイルス感染拡大や、募集状況に伴い、内容の変更または中止になる場合があります。感染拡大 防止対応として、「マスクの着用」「体温測定」「健康チェック（研修参加2週間以前の熱や風邪症状のチェック）」等の協力をお願いします。

## 11. 本研修に関するお問い合わせ先

梶原町社会福祉協議会 電話 0889-65-1235 FAX0889-65-1237

研修管理者（課程編成責任者） 事務局長 樋口益也